

唯識四分義について

——特に立分不同を中心として——

中村 薫

はじめに

仏教思想の変遷を鑑みる時、それは批判検討により出発しているといつても過言ではないであろう。既に先師に於いて確立された教学であつたとしても、後学者はそれを無批判に継承したとは思われない。必ず何らかの批判検討を付加しつつ新たな教学を樹立していったと考られる。ところが、新しい教学が確立された時、その確立された教学もまた新しく批判検討されるべき使命を荷なっているといえる。如何なる思想も既成の思想を打ち破らんとして生起したものであるが、それはまた生まれながら思想の中に埋没されていくべき運命にあるともいえるからである。

その様な仏教の長い歴史の中にあつて、人々は諸々の經典の中より、ある特定の經典を自身の生きるべき道標として選択し、それによって宗

派（特に中国仏教に於いて顯著）を確立し、教学を体系づけるに至つた。そこに經典に説かれる法そのものは普遍的なものの筈であるにも拘わらず、それを受け取る衆生の受容形態が種々様々にならざるを得ない理由が存する。しかし、如何なる立場に立とうと、たえず問われ続けてきたことは、仏とは、法とは、衆生とは、ということであろう。もし仏教を学ぶ者にとつて、斯かる課題を保持して、自身の救われるべき教えを求めなかつたとしたら、それはまた知的学問に終始してしまふであろう。今、問題とせんとする唯識思想の根本的内容を看取すれば、我々の精神活動そのものを深細に分析し、心という存在物以外には何も存在しないと主張していることであろう。しかし、「一切唯識」と定義すれば、必ず定義したところに「一切唯識」に対する疑難が生じる。故にその疑難に答えることによつて、更にどこまでも「一切唯識」ということを明きらかにしていく、そのこと自体が唯識教学の歴史ともいえる。

以上の点に留意して、小論では特に善珠(七二四～七九七)の『唯識分量決』(以下『分量決』と略す)・仲算(九三五～九七六)の『四分義極略私記』(以下『私記』と略す)の二書によって、就中、十五門中「第二立分不同門」を中心に唯識の心分説について考察していくこととする。¹⁾

一、四分名義

先ず四分の名義についてみてみよう。『成唯識論』卷八(以下『本論』と称す)に

「三種自性皆不_レ遠_二離心心所法_一。謂心心所及所变现衆縁生故。如_二幻事等_一。非_レ有似_レ有証_二惑愚夫_一。一切皆名_二依他起性_一。愚夫於_レ此横執_二我法有無一異俱不俱等_一。如_二空華等_一。性相都無。」(新導卷八、三三～三四頁)

ものはすべて自性としてあるのではなく、互に他と依存しあっている。ところが、ものは様々な関係に於いて認められてあるに過ぎないのに拘わらず、衆生は恰もものに実体があるかの如く妄執し、それを感得し、欲せんとして種々なる煩惱を生起せしめている。

元より、唯識では八識心王法、心所有法の体を論ずれば各々一体であるが、その機能が転変して心用に四つの分限があるという。即ち、ものは無体にせよ有体にせよ決してそれ自体にあるのではなく、すべて認められてあるのである。唯識論では、そのものの認め方に四つの範疇がある

というのである。

今、『分量決』をみると

「心用分限四種差別。故名_二四分_一。」(大正71・441・b)

と、四分の義を解している。重複するが、四分とは一体の心を作用の上から四種に分けたもので、第一相分・第二見分・第三自証分・第四証自証分がそれである。この四分の説は、心の了別作用を分析し、而も幽玄精細な考察をし、そして認識作用の過程を明かし、その成立を論じたものである。

その一々の名義について『私記』に

「相分是所縁用。見分能縁用。自証分縁_二見分_一之用。証自証分縁_二自証分_一之用也。——略——相者相状也。所縁為_レ義。相貌差別為_二心所縁_一。故名為_レ相。見者見照。能縁為_レ義。心性明了能照_二前境_一。故名為_レ見。自証者。見分体用非_レ他故名_レ自。此第三分証_二彼見分_一故為_二自証_一。証自証者。第三体用名為_二自証_一。此第四分能証_二知彼_一故為_二証自証分_一。」(大正・71・454・c)

とある。

第一相分とは相状の意味で、所縁の義(客観としての心的部分)のことである。心の体が主観の用を起こして対象に対する時、心外の本質(相分に対する実物)が心内に映じた影像の相貌を相分というのである。例えば、色法には長短方円等の相状があり、声塵には可意不可意等の相状、香塵には香臭等の差別、味塵には甘辛等の相状、触を縁すれば滑澁等の

相状、第六識が法塵を縁するに色心の相状があり、第七が第八見分を縁するについても我法相状を帯し、第八の所縁にも種子、五根、器界の相状を帯すといふ。⁽²⁾

前述した如く、ものはすべて認められてある。この認めるものを了別者とすれば、認められるものは被了別者である。従つて被了別者は了別者に見照されることによつて仮にここにあるに過ぎない。そして、被了別者は所縁を表わし、それは親所縁（相分）と疎所縁（本質）とに分けることができる。前者は所縁となる作用の親疎によつて心内の影像（相分）に直接に心識の対境となるものである。後者の本質は相分を通して間接に心識に対境となるものである。この親疎二縁を合したものが客観である。この客観に対する主観的作用を三分して見分（見照すること）自証分（見照するもの）証自証分とするのである。

第二見分とは、明了に対境である相分を認知する能縁の作用を意味し、見とは見照の義である。ただし、この見とは単に見るということを指すのではなく、『私記』に

「照故名見、不謂見故名見、一略一若見故名見者耳識見分亦可、名聞分。有_レ此過_レ故不_レ名見故見。照故名見」（大正71・455・b）とあるが如く、心性明了にしてよく前境を照らすから見分といふのである。見聞の意を含んでいるのである。

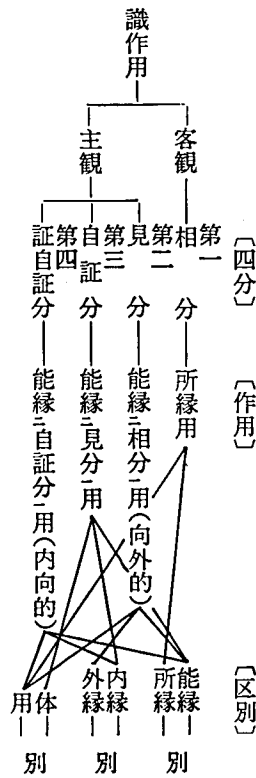
第三自証分とは、自己の見分の作用を更に能縁認可すべき内縁の識作用であつて、自は自用（見分）のこと、証は証知の義である。これはい

唯識四分義について

わば自覚認識作用のこととみてよいであらう。

第四証自証分とは、証は証知の義、自証は前の自証分のこと、所謂、第三自証分を更に自覚する能縁作用のことである。

四分の関係を図で示せば左記の如くである。⁽³⁾



二、四分説概観

元より、斯くの如くの四種の心用は心自体に差別があるのではなく、心の了別作用を分析したに過ぎないことは既に述べた。

『私記』に

「問。若爾四分非_レ体名_レ耶。答。爾也。唯是用名非_レ体名_レ也。若強指_レ其体_レ以_レ自証分_レ可_レ為_レ体也。」（大正71・454・c）

とあるが如く、四分は何れも体の名でなく、用の名である。しかし、強いてこの中で心作用の主体となるべきものを挙げるならば、第三自証分であつて、他の三分は自証分が働く上での義用である。つまり、第三自証分は、他の三分の中間に位置して前後をそれぞれ証知し、心の根本で

ある義は他と異なっているからである。そこでこの第三自証分を自体分ともいっている。⁽⁴⁾

また、『分量決』には四分の体について総じて

「若依_レ名出_レ体相分総以_三十八界_一為_レ体。後三分総以_三八識心及心所_一為_レ体。」(大正71・441・b)

と述べており、『私記』にはこれについて詳細に解釈を加えている。そして、別して諸識の实体について

「五識如_レ次色声香味触為_三相分_一。第六識以_三十八界諸法_一為_三相分_一。

第七識以_三第六意根界_一為_三相分_一。第八識以_三三種境_一為_三相分_一也。若

約_三果位_一者諸識通以_三十八界諸法_一為_三相分_一。」(大正71・445・a)

と示している。ただし、心王には必ず四分を具足しているといえるが、心所にはその仮実に従って具欠不定という。『私記』に

「実心所具_三四分_一。仮心所不_レ具_三四分_一。意云忿心所離_三瞋心所_一無_レ別体_一。故不_レ具_三四分_一。見心所虚慧之推度用故無_レ別四分_一。」

(大正71・455・a)

というが如くである。

ところで、『華嚴經』十地品に

「三界虚妄、但是心作」(大正9・558・c)

とあるが如く、仏聖敎は一分説を説いており、未だ相見二分を立ててはいなかった。而して如来は一分を立てているのに拘わらず、何故『厚

(密)嚴經』に於いて⁽⁵⁾

「一切唯有_レ覺、所覺義皆無、能覺所覺性、自然如_レ是轉」

(大正16・731・c)

と説き、能覺(相分)所覺(見分)の二分を立てているのであろうか。

『私記』では

「理実如来亦説_三四分_一。從_三多分_一判且云_三一分_一。」(大正71・455・b)

と、如来は理実に於いて正しく四分を説き、多くの境に対して一心を多分により説くが故に判じて一分を説くのであると解釈している。今、『厚(密)嚴經』等は少分によって説くが故に四・三・二分を説くといふのである。

斯くの如く、相見二分は俱に識体の二用であって、『本論』卷二に

「然有漏識自体生時。皆似_三所縁能縁_一相現。彼相應法心_レ知亦爾。似_三所縁_一相説名_三相分_一。似_三能縁_一相説名_三見分_一。」(新導二・二八頁)

とあるをみる。

これを仏敎の歴史よりみれば、「三界唯心」が説示されて以後九百年を経て、無著・世親に至って二分が明了となってくる。即ち、無著の『撰大乘論』に

「唯識一種種、觀者意能入、由_レ悟_三入唯心_一、彼亦能伏離」玄奘訳

(大正31・138・c)

「入唯量唯_二、種種觀人説、通_三達唯識_一時、及伏離識位」真諦訳

(大正31・119・a)

と、唯識の三相を説いているが、それに基づいて「世親釈」(大正31・285

・a)・「無性釈」(大正31・401・c)共にこの唯二を相、見二分としている。それでは世親は「唯識三十頌」に於いて

「是諸識轉變、分別所分別、由_レ此彼皆無、故一切唯識」

(第十七頌・新導七頁)

と、相分(分別)・見分(所分別)・自証分(轉變)の三分を立てて「一切唯識」なることを明らかにしているが、そこに一体如何なる意味が存するといふのか。

『私記』では

「世親菩薩皆立三分四分之義也。然立二分者順無著菩薩故也。

如_レ陳那菩薩為_レ順古師立_レ宗為_レ能立也。」(大正71・455・c)

と述べている。それはちょうど陳那が『集量論』等に於いて古師の説に順つて宗を立分したのと同じく、世親も無著に順つて二分を立てたに過ぎないといっている。故に世親は顯説として三分・隱説として四分を立てているのである。それはまた同時に無著自身も三・四分を知らずに二分のみ立てているのではないことをも意味するとみてよいであろう。

『私記』に

「如来略立識自体分。未_レ説其用相見二分。無著為_レ顯其用偏立相見分其用。自体分是推_レ如来。故不_レ更顯之今案。如来説

一分乃至四分義也。無著世親亦同_レ是。故經論中皆有_レ一分乃至四分之証文。但開合不同故所説不同。護法論能得_レ此意立_レ一分乃至四分也。」(大正71・455・c)

唯識四分義について

とあるが如く、識作用を分析して四分としたのはまったく護法論師の説だからである。

以上『私記』によって四分について見てきた訳であるが、古来印度の論師の中に於いて種々異説があつて立分は一定していない。そこで次にその立分不同について考察していくこととする。

三、立分不同

前述の如く、唯識宗に於いては護法の四分説を正義の教相としているが、識の義用については護法論師以前に種々異説が唱出された。この四分の不同について、古来より「安難陳護一二三四、陳那護法同二正義」と頌され、また「四分三類唯識半学」ともいわれているが如く、この四分説は三類境と共に重要であり、同時にまた非常に難解なものとして捉えられてきたようである。

そもそも斯かる立分説の起因は奈辺にあるかという点、唯識三十頌の第一頌の

「由_レ仮説我法、有_レ種種相轉、彼依_レ識所變、此能變唯三。」

(新導一頁)

の文によると考えられる。『本論』卷一にこれを

「変謂識体轉似二分。相見俱依_レ自証起故。」(新導一の三)

と釈しているをみる。

然して、この四種の立分異説は『本論』卷二に於いて『唯識三十頌』

の初能變の頌「不可知執受処了」の「不可知了」を解釈する行相門に四分義が出され、二分義・三分義・四分義・一分義と順次詳述されている。また、立分異説の人師については『同述記』卷三本に

「然安慧立三分、難陀立二分、陳那立三分、護法立四分」

(大正43・320・c)

とあるが、安慧一分・難陀二分・陳那三分・護法四分に配している。

ところで、換言すれば、この立分異説を唱えたのは全く慈恩大師窺基(以下基と略す)の所為であって、就中、安慧、難陀二分説は基等が四分説の前提思想として配当解釈したものともみてよいであろう。故に『本論』の十釈參採編訳説についても多分に不審な点の存することを考慮して、今後更にそれらを支証すべき考察の必要のあることはいうまでもないことである。⁸⁾

さて、『分量決』の「第二立分不同門」に次の如く示されている。少し長文になるが全文引用することとする。

「問安慧難陀始何乖本師意。或立一分或立二分耶。答安慧論師偏存三意。故立一分。謂自証分。難陀論師偏存二無著意。故立二分。謂相及見。存体存用其意各別。由此正不正二義亦別。陳那護法等並得本意。細悟其意通存体用。広述三四義。由此正義於斯顯然。若不爾者。豈論中破安慧難陀義耶。然相見二分中。内外諸宗所立不同。分為四句。一見不立相。如正量部師。心等緣彼青等境時。離青等外無別行相。二相不立見。

如清弁師。彼計若依勝義見相俱無。若依世俗二種俱有。然隨相說有相無見。且如眼識緣青等時。青即是心。離青等外無別能緣。故立唯境。三俱立相見。如薩婆多等。或大乘中如世親等。四二分俱無。如撥無外道等。(大正71・442・a)

そこで以下、『私記』を参考にしながら順次一分説、二分説、三分説、四分説について述べていくこととする。

A、安慧一分説⁹⁾

『分量決』に

「或立一分如安慧等」(大正71・442・a)

とあり、安慧は仏意に偏存して一分説を立てているという。

『私記』では

「此菩薩意無始來衆生執我法。是薰習力故。後識体生時似能緣所緣而現。然此能緣所緣是遍計所執故。依他自証分似遍計所執相見分而現也。是即有法之似無法也」(大正71・456・a)

と述べている。安慧は自証分を依他起に配し、相見二分を遍計所執に配しているという。その理由は、安慧は識の自体である自証分のみを立てて、見相二分は凡夫の迷執によって仮りに能緣、所緣に似て示現したに過ぎず、識の実体上の作用でないと主張していることによる。言葉をかえていえば、自証分を以って依他の識体とし、見相二分を遍計の無体とした。つまり、凡夫はこの遍計の見相二分に於いて我法の執を起こすの

であるから、その二分を総無といい、我法を別無というのである。故にもし仏果に至れば、一切の迷執を離れるから見相二分は無いと説くのである。『唯識三十頌』安慧釈に

「所取があるがから能取があるが、然し、今は所取がないのである。所取が無いならば、能取の無いことも亦知られる。畜に能取の無のみではない、かくして実に、所縁と能縁とが平等平等である無分別の出世間の智が生ずるのであるし、所取と能取とに執著する随眠は断ぜられ、そして、自心法性の中に、心其そのものが住するのである。」(宇井伯寿著「安慧唯識三十頌釈論」一四七頁参照)

とあるが如くである。これが安慧の所立にして、『私記』に

「安慧不立依他え相分。正量部計心親取外境無所縁之相と」

(大正71・456・c)

と、心親しく外境を取り所縁の相がないと説いているが如く、正量部もまた一分を立てていることが理解できる。

更に『私記』では

「安慧只願体而無用」(大正71・456・a)

と述べている。そして、その教証として『華嚴經』の

「三界虚妄。但是心作」(大正9・558・c)

の文と、心外無法三界唯心の理を説いた『入楞伽經』卷十(大正16・576・c)の文とを挙げている。

『私記』では

唯識四分義について

「外境無故唯有二心。由執著二故似外境二。定無二外境。許有二
自心。不離心二故總名二識。意云。衆生依遍計所執二執有外境。
此外境其体都無故。一心之外無有外法二言也。」(大正71・458・c)

と、『同述記』の説を継承しつつ自説を述べている。衆生は遍計所執により、外境が有ると執著しているのであるが、本来外境の体は無く、一心の外に心外の法は有り得ないという。既説した如くである。

ところで、この「三界唯心」の文は安慧に限らず、二分説でも乃至四分説でもそれぞれ論旨唯識無境の義であって、これを以って一分説の教証とすることは『華嚴經』『入楞伽經』の文を偏解したものともいえる。ただ今は一心自体の他に依他の有体法があれば唯識ということができなくなり、当然自証一分を立てることになるのである。更に述べれば、富貴原章信博士が

「安慧の相見二分は総無であり、所執であって、護法の相見二分が依他なるに对照すれば、同一ではないが、しかし能変の自体分と、所変の相見二分とを認める点に於ては、安慧と護法と変らない。唯識論に識変をとく場合、多くは安慧と護法とが合説されているのも、やはりこの意味に於て解釈されるであろう。」(唯識四分説に於る若干の問題に就て、大谷学報第十六卷第三号一〇頁参照)

と述べておられるが如くである。
以上、唯識家の伝承によって安慧一分説について考察してきた訳であるが、安慧は心用の分限として一分説を立てたのではなく、また、護法

が『本論』に於いて一分説を安慧の説とする論拠もなく、ただ基が『同述記』で独断的に一分説を安慧に該当したに過ぎないとみるべきであろう。⁽⁴¹⁾

B 難陀二分説⁽⁴²⁾

『分量決』に

「或立二分一如難陀親勝等。」

とある。認識の成立には能縁所縁の二を必要とし、依他の相見二分を立てている。

難陀が二分を立てる理由として『私記』では

「有能縁所縁二法故唯立二分也。故顯幽抄云。若無相分牽心心法無由得起。心不孤起託境方生。有境有心方成唯識。」

(大正71・456・a)

と説き、相見二分必ず相対して起るとしている。見分は能縁の用、相分は所縁の用であって、何れを欠いても認識作用は成立しないという。つまり、安慧等の所縁の相が無く、能縁の相を非すことに對して俱に不可とし、能縁の見分、所縁の相分の二位を立てる理由を明かしているのである。

『本論』卷七(注②の②に同じ)に

「或転変者。謂諸内識転似我法外境相現。此能変転変即名分別。虚妄分別為自証。故。謂即三界心及心所。此所執境名所分別。即所」

妄姿・実我法性。」

とあるが如く、内識見分は變為して所變の相分となる。そして、ここでいう外境とは所取能取・実我実法のことであり、故に内境の相分は依他はあるが、妄情に執せられ、外境に似て現するという点で遍計所執とされるのである。

斯くして、難陀によれば、外境は所執の無であり、ただ内識(見分)のみ依他の有であることが理解できる。そして、また『本論』卷十(注④の③に同じ)に

「然相分等依識變現。非如識性依他中実。不爾。唯識理成。許識内境俱実有一故。」

とあるが如く、所變の相分は能變の見分に對すれば所縁であり境であるが、しかし、実我実法の外境に比すれば外ではなく内である点に於いて内境と考えられる。故に相見二分の説の理は成り立つのである。

『私記』に、

「相有見無清弁師 見有相無正量部
相見俱有難陀等 相見俱無安慧師」
(大正71・457・b)

と頌しているが如くである。次に、二分説の教証についてみると、『私記』では

「厚敵經云。一切唯有覺。所覺義皆無。能覺所覺各自然而転。」
(大正71・457・b)

と『密(厚)敵經』の偈頌を取意している。そして、それぞれの意味内容

については

「一切唯有覚者顯有_レ内心。覚者は縁慮義也。所覚義皆無者顯_レ遍計所執之外境都無。所覚者境義也。俱一切唯有覚之中能覚之見分所覚之相分是有云也。…略_レ見相二分自然從_レ因縁_レ和合而生起。不_レ須_レ待心外境云也。又諸外道計_レ諸法大自在天之所作。為_レ簡_レ此計_レ說_レ自然_レ言也。」(大正71・457・b)

と詳説している。即ち、前二句は縁慮の義たる内心有、遍計所執之外境の無たる唯識の義を明かし、後二句は内心に於いて見相二分は自然の因縁の和合することによって生起して有ることを明かすとしてしているのである。

更に前述した如く、この難陀二分説は無著、世親の説にもよるといふ。

『分量決』には

「從_レ此已後至_三九百年。無著世親等開為_二二分。謂相及見。」

(大正71・441・b)

とし、また同じく

「問。無著世親等立_二二分者。若有_レ文耶。撰論說_レ唯_二依他性。由_レ此明知唯立_二二分。謂相及見。」(大正71・441・c)

といい、無著・世親の立分説の教証を『撰論』自体にあるとし、『世親撰論』(大正31・339・c)、『無性撰論』(大正31・401・c)の釈論の取意文の「唯_二依他性」の文を指摘している。ただし、二分は俱に依他の法ではあるが、仮実の別があり、見分を実とし、相分を仮としている。もし相

分も実とすれば唯識の義理が成り立たない。それは心実境虚なるものであるからである。

以上、難陀の立分説も先の安慧の立分説と同様、『私記』では

「難陀只顯_レ用而無_レ体。」(大正71・456・a)

とその理不尽なることを述べている。しかし、これもおそらく難陀が意識的に立分説を主張したものではなく、後の其等が難陀唯識思想を斯かる立分説に組織配当したものとみるべきであろう。

C、陳那三分説¹¹³

分量決に

「然此二分猶未_レ尽理。是故陳那造_二集量論等_レ立_三三分義。於_三前二分_レ加_二自証分。」

とある。陳那は二分説で理が尽されないと、二分に自証分を加え三分説を立てているという。

『私記』はこれを受けて

「問。陳那菩薩依_レ何文_レ立_三三分耶。答。無_レ明証、但以_レ義証而已。故能斷金剛般若經云。一切有為法如_レ星_レ翳_レ灯_レ幻_レ露_レ泡_レ夢_レ電_レ雲。應_レ作_二如_レ是觀。」(大正71・456・a)

と述べ、更に続けて

「以_三星翳_レ灯_レ如_レ次_レ喻_レ見_レ相識。」(右に同じ)

と述べている。即ち、星・翳・灯の三喻を次第によって見分・相分・自

証分の三分に配し、よつてこの頌偈は三分を立ているとし、無著・世親論師を三分家の祖とせんとしている。¹⁴⁾

さて、今、『本論』巻二をみてみると

「然心心所一一生時以レ理推徴各有三分。所量能量量果別故。相見必有_レ所依体_レ故。如_レ集量論伽他中説。似_レ境相所量。能取_レ相自証。即_レ能量及果。此_レ三体無_レ別。」(新導二・二九頁)

と説かれてある。この『集量論』の伽他について、『私記』では

「言_レ似_レ境相_レ者相分也是所量也。能取相者見分。是能量也。自証者自証分也。即是量果也。」

と、相分・見分・自証分の三分を能量・所量・量果の三量に配してゐる。¹⁵⁾

ところで、この『集量論』は陳那の著作であり、特にこの頌偈は古来より陳那三分説として注目されているが、残念なことに漢訳は現存せずただ西蔵のみ現存している。今、西蔵訳によれば

「似現するものが即ちこれ所量である。而も能取行相と自証とに、量と果とがある。三はこれとは別異たるのでない。」(宇井伯寿著「陳那著作の研究」三六三頁参照)

である。更にこの頌偈の学説は、護法引用以前に

「又於_レ一識似_レ三相_レ現。所取能取及自証分名為_レ三相。如是三相一識義分非_レ一非異。如_レ余処弁。」無性『撰大集論釈』卷六(大正31・

415・b)

と無性によって注目されているようである。「余処弁」とは他でもない『集量論』の説と考えられるからである。また、親光の『仏地経論』巻三にも

「集量論説。諸心心法皆証自体。名為_レ現量。」(大正26・303・a)とあり、また

「集量論中弁_レ心心法_レ皆有_レ三分。一所取分。二能取分三自証分。如是三分不一不異。第一所量。第二能量。

第三量果。若細分別。要有_レ四分。其義方成。三分如_レ前。更有_レ第四証自証分。初二_レ是外。後二_レ是内。初唯所知。余通_レ三種。謂_レ第二

分唯知_レ第一。或量非量或現或比。第三自証能証_レ第二。及証_レ第四。自証能証_レ第三。第三第四皆現量攝。由_レ此道理。雖_レ是一体。多分

合成。不即不離。内外並知_レ無_レ窮過。」(大正26・303・b)

とあるが、この文は無性釈の文とも類似し、またほとんど『本論』の文とも一致する。¹⁶⁾ 故に陳那の学説は、護法に至るまでに他の思想的影響も存在したであろうことが理解できるであろう。

ところが、この親光という人物が護法以前か以後かによって、彼の唯識思想上の立場が異なると考えられる。つまり、もし以前とすれば、親光は陳那の三分説を承けて、四分説を立てそして護法に至つて四分説が完成したとみることができ、『仏地経論』が四分説の教証として取りとげられたとしても不思議でない。しかし、以後とすれば、親光は護法の弟子ということも可能となり、『仏地経論』の論説は護法説を奉じたものと

みることもでき、或は直接に『本論』からすべてを引用したとみることもできるであろう。即ち、今の立分説についても、陳、護、親と陳、親、護の系列が考えられる。この系列如何によって、『仏地経論』（西紀六四九年訳）と『本論』（西紀六五九年訳）との関係、つまり、『仏地経論』の説は本論の説を引用しているのか、また『本論』の説が『仏地経論』の説を引用しているのかという疑問が生じる。更に前述した如く基の伝える唯識十大論師合釋説についても大きく影響を与えるとも考えられるからである。今筆者は親光は護法の弟子、すなわち陳護親の系列を正とするがいにせよ、これらの問題については更に考究せぬばならないと考へる、故に今はただ、法相家では陳、護、親、最近の西蔵訳等による文献学的にみた場合の陳、護、親の二説があることを指摘できるに過ぎない。¹¹⁷⁾

『私記』でも

「故論云。然心心所一一生時以理推徵各有三分等。是即陳那菩薩義也。然先德為証自証分理証者不尋論文意也。」（大正71・458・a）

と述べているが、何れにせよ陳那三分説は無性・護法・親光の思想に大きな影響を与えていることは確実であり、また、その三分説の源流は『攝大乘論』や『能断金剛般若波羅蜜多經』の中に認めることはできる。更に述べれば、陳那の立分説は依他の見分相分は識体である自証分により変出した能縁・所縁の用であるから、能縁所縁の見相二分ありとし、更に第三自証分の証知する作用がなければ認識を全うすることがで

きないとして自証分の一を加えたとみることができよう。

元々、『因明正理門論本』に

「意地亦有離諸分別唯識行転。又於貧等諸自証分。諸修定者離教分別皆是現量。又於此中無別量果。以即此体似義生故。

似有用故假説為量。若於貧等諸自証分亦是現量。」

（大正32・3・b）

とあるが如く、陳那は自証分のみは現量であるという。故にたとえ証分を立てたとしても、現量それ自体は無分別であるから無分別現量でなければならぬ筈である。故に、『私記』にも

「相分是所量。見分是能量。此能量所量必有量果。謂自証分也。若無量果者心等量境可無益云也。」（大正71・458・a）

とあるように、護法の第一所量、第二能量、第三量果とする三分説とは微妙に相違をきたしているようである。故に陳那の三分説は「安難陳護一二三四」といわれる第三分説であり、三分依他起性を主張したものが、或は自証分のみ依他、見相二分遍計とする安慧の分説に類するものかということについては更に今後検討を要する問題である。¹¹⁸⁾

D、護法四分説

元より、法相家に於いては「陳那護法同而正義」として、陳那とともに護法の説を正義としている。

『私記』にも基の『述記』により

「今此論文護法菩薩依四教理一說四差別俱依他性。非安慧等諸師知見。故知此所說二分三分四分一分是護法以三教理一說也。非他師意也。」(大正71・458・c)

と述べているが如く、四分義はひとえに護法師の創意した立分説であり、安慧・難陀・陳那等自身が自ずからそれぞれ一分義・二分義・三分義と説示したものでないことは明らかである。

『分量決』に

「從此已後至一百年。護法菩薩依厚嚴經造成仮論立四分義。於前三分加証自証分。」(大正71・441・b)

とあるが如く、護法は陳那の三分に証自証分を加えて四分を立てた。これは全く護法の独創といってもよいであろう。しかし、護法は別義としては三分説も立てている。それは護法は陳那の系統の論師であり、陳那の三分説を継承しているからである。ただ、陳那の三分は所取分・能取分・自証分の三分、護法の三分は相分・見分・自証分の三分であり、ともに依他起という点に於いて同様であるが、聖智に於いて若干意を異にする。

それでは、護法は何故四分を立てる必要があつたのであろうか。

前述した如く、安慧一分説では体を知って用を知らず、難陀二分説では用を知って体を知らず、陳那三分説では体・用ともに具足しているが、その三分に証を加えて始めて一心中に於いて慮知の用が周ねく足るといふ。即ち、見分は相分を、自証分は見分を、証自証分は自証分を、自証

分は却つて証自証分を縁することができるという。今、図式してみると左記の如くである。

相分↑見分↑自証分↕証自証分

『私記』では

「問。証自証分理証何。答。有三理証。一云。此若無者誰証第三。心分既同應皆証。故。二云。又自証分應無有果。諸能量者必有果故。」(大正71・458・b)

と、証自証分を加えて四分を立てるべき理証を二つ挙げ、また、

「為縁第二分既立第三分。若無第四分者以誰証第三分。如第二分心分而有証亦應第三分是心分。故有証言也。」(大正71・458・b)

と述べ、第三自証分を更に自証するものの必要性を順成し、また

「見分為能量之時以第三分為量果。今第三分為能量之時以誰為量。果故應別有第四分為第三分成果量也云也。」(大正71・458・b)

と、第四分を立てなければ三量中の量果を欠く失があると反頭している。そして

「後二分互以相縁。互以為証。故不可立第五分也。」(大正71・458・b)

と、第四分の量果は第三分が却つて用をなし、互に能縁となるために五分以下を立てる必要がないと、四分を立てるべき理証を明らかにしてい

る。

次に四分説の教証として『私記』では

「厚蔽経云。衆生心二性内外一切分。所取能取纏。見種種差別。」

(大正71・458・b)

と『厚(密)蔽経』(大正16・735・a)の頌偈を取意している。そして、

その文意に関して同じく、

「衆生心性二分合成。若内若外。皆有_二所取能取。纏縛見有_二種種。或量非量。或現或比。多分差別此。中見者是見分故。」(大正71・584・b)

と『本論』巻二の文を引用し、更に同じく、

「衆生心有_二性。謂内与_レ外也。内一切分者是第三第四分也。外一切分者相及見也。見分通_三量。故別立_二第四分_二云也。」(大正71・458・b)と解釈を加えている。つまり、衆生心の中に内外二性あると云っているのである。内の一切分とは自証分・証自証分・外の一切分とは相分・見分で、これを一切四分とし、能取(能縁)所取(所縁)纏を鹿重縛相縛といい、見とは見分の義で三量に通じるために種々差別するといひ、四分を立てる教証としている。なお四分の具体的名称を記している唯一の経文として

「菩薩住_二頂三昧。照_レ寂証。滅相分見入_二自証分_二達証自証分_二得_レ住_二寂滅心性_一。発_二根本聖教_一。趣_二道実性_一。」(大正20・762・c)

の『大乘瑜伽金剛性海文殊室利千臂千鉢大教王経』巻七の文が教証として挙げられるであらう。

おわりに

以上の如く、『分量決』、『私記』によって、「第二立分不同門」を中心に一分乃至四分について考察してきた訳であるが、元より四分は三分より展開したものであるから、『本論』巻二に

「如_レ是四分或撰為_三。第四撰_二入自証分_二故。或撰為_二。後三俱是能縁性故。皆見分撰。此言_レ見者是能縁義。或撰為_レ一。体無_レ別故。」

(新導二・三二頁)

とあるが如く、第四分を第三分に撰すればただ三分ともなる。そして三分はまた二分にすることもできる。後三分は所縁を各々異にするとしても、能縁の性という点に於いて変わりはなく、皆見分に撰すという。見とは能縁の義であり、撰して一とも為すという。故に相(所縁)見(能縁)二分に於いて互に相反するとしても、体に別があるのではなく、また、相分見分も識を離れてはあり得ないのであるから、あるのはただ唯一の識体のみというのである。

『入楞伽経』(大正26・576・c)の頌偈を取意して『本論』巻二に説くが如くである。

「由_二自心執著。心似_二外境_一。彼所見非有。是故説_二唯心_一。」(新導二・三二頁)

註記

(1) 今、特に「分量決」「私記」の二書でもって四分義を明きらかにせんとする理由は、「成唯識論」「同述記」等ではこの問題が部分的にしか出ておらず、「私記」に「本疎中無立門辨釈。但善珠僧正分量決有二門。一者明自体門。二問答分別門也。」(大正71・454・b~c)とあるが如く、ただ善珠「分量決」に於いて初めて二大部門十五小部門に細分組織され、四分義が詳細に説かれているからである。即ち、

一 明自体門

二 問答分別門

- (1) 釈名決疑門 (2) 立分不同門 (3) 行相異説門 (4) 大小二乘行相不同門
- (5) 能所量果門 (6) 内外分別門 (7) 能縁所縁門 (8) 三量分別門 (9) 四縁分別門
- (10) 同種別種門 (11) 開合不同門 (12) 唯識解釈門 (13) 一用多用門
- (14) 四分相縁門 (15) 諸門分別門

の如くである。「私記」はこれらを極略弁釈したもので、自ずから「釈立行大少量果内能所 三四同開合 唯一相縁諸」と略頌している。

なお、善珠は北寺系(興福寺)の人で玄昉(六九一~七四六)の弟子で、世に「秋篠の善珠」といわれる。著書は「分量決」の他に「唯識義燈増明記」「因明論疏明燈抄」「法苑義鏡」等があり、護命(南寺系)とならんで法相宗の隆盛に努めた法相唯識の大成者である。一方、仲算は空暗(八七七~九五七)の弟子で、世に「松室の仲算」という。

- (2) 『私記』(大正71・454・c) 参照
- (3) 保坂玉泉著「唯識根本教理」一一九参照
- (4) 四分の体、用について南都に二説ありという。(一)に四分を皆用とする説。

(二)に自証分を以って体とし、余を以って用とする説。(詳細は深浦正文著「唯識学研究卷下」三三七頁参照。)

(5) 『成唯識論』卷二(新導二・二八頁)に「如契経説。一切唯有覚。所覚義皆無。能覚所覚分。各自然而転。」と取意しているが、この契経とは「厚嚴経」のことであり、意に異なりはない。なお「厚嚴経」とは「大乘密嚴経」と同本であるとみて差し支かえないであろう。(勝又俊教著「仏敎における心識説の研究」八四頁参照。)

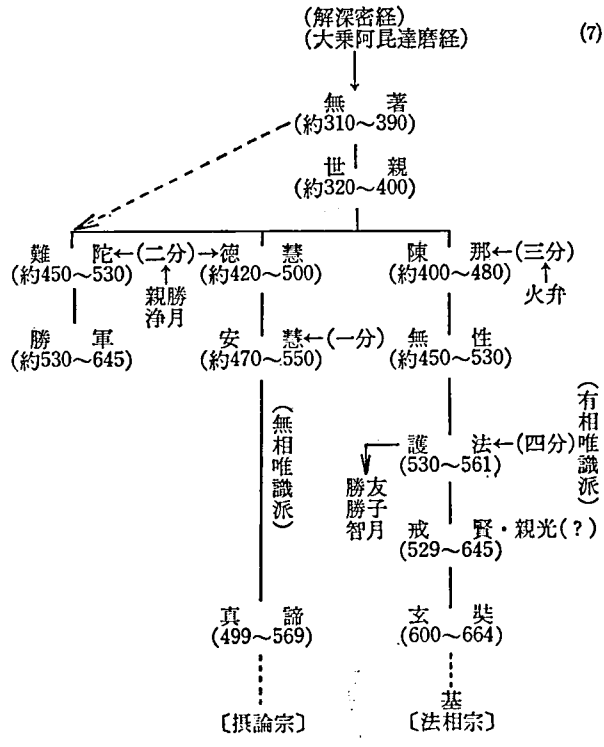
(6) 今四分についての教証・理証を「成唯識論」に基づいて、まとめて列挙すれば左記の如くである。

- ① 相分見分の教証(厚嚴経)
 - 「一切唯有覚 所覚義皆無 能覚所覚分 各自然而転。」(新導二・二八)
- ② 相分の理証
 - 「若心无所縁相、应不能縁自所縁境。或应一一能縁一切。自境如余余如自故。」(右同)
- ③ 見分の理証
 - 「若心无所縁相、应不能縁。如虚空等、或虚空等亦是能縁。」(右同)
- ④ 自証分の教証(集量論)
 - 「似境相所量 能取相自証 即能量及果 此三休無別。」(新導二の二九頁)
- ⑤ 自証分の理証(所縁と憶念と量果との三理証)
 - 「相見所依自体名事。即自証分。(1) 此若無者、应不自憶心心所法。如不会更境必不能憶故(2) 略所量能量量果別故。相見必有所依体故(3) (右同)
- ⑥ 証自証分の教証(厚嚴経)

⑦ 衆生心二性 内外一切分 所取能取纏 見種種差別。(新導二の三〇頁)
証自証分の理証(二理証)

「此若無者。誰証第三。心分即同。心皆証。故(1) 又証分心無有果。諸能量者必有果故。(2)」(右同)

(深浦正文著「唯識学研究卷下」三四〇頁参照)



唯識學派では「唯識三十頌」の註釈をした人々を十大論師といっている。
『成唯識論述記』卷一本(大正43 231・c・232・a)に詳細に述べられているが、今名前を列挙すれば、護法・徳慧・安慧・親勝・難陀・淨月・火弁・勝

唯識四分義について

友・勝子・智月の十人である。ただしこの十人の年代順は不順であり、如何なる基準をして十大論師といっているのか等不明な点が多い。(詳細については勝又俊教著「仏教における心識説の研究」第一章以後を参照されし)今、唯識思想のインドに於ける發展を図に示せば上記の如くである。(横山紘一著「唯識思想入門」四六頁参照)

(8) 『成唯識論』の造論の意趣については、勝又俊教著「仏教における心識説の研究」第一部第一章「成唯識論の成立と諸論師の思想」(一)一六頁、長尾雅人著「中観と唯識」の「成唯識論に於ける造論意趣について」(三八九頁)四〇五頁に詳論されているをみる。

(9) 安慧一分説について、今「同述記」の指示に基づいて「本論」中に安慧の学説として取扱われているものを示すと以下の如くである。

① 卷一(新導三頁)心分説上安慧の一分説
「変謂識体転似二分。相見俱依自証起故。依斯二分施設我法。彼二離此無所依故。」

② 卷二(新導二八頁)安慧の能縁所縁(二分)無の説を護法が破する。
「文若心所。無所縁相。応不能縁自所縁境。或応一能縁一切。自境如余。余如自故。若心心所。無能縁相。応不能縁。如虚空等。或虚空等亦是能縁。」

③ 卷七(新導二〇頁)諸識轉變の頌(第十七頌)の長行について、安慧護法の義は同一文であるが、見相二分を遍計となす、依他となすとの相違があるという。

「是諸識。謂前所説三能變識及彼心所。皆能變似見相二分。立轉變名。所變見分説名分別。能取相故。所變相分名見所取故。由此正理。彼実我法離識所變。皆定非有。離能所取。無別物故。非有実物

離二相故。是故一切有為無有若実若仮皆不離識。唯言為遮離識實物。非不離識心所法等。」

④ 卷八(新導三十頁) 見相二分遍計、自体分依他說。

「有義三界心及心所。由無始來虛妄熏習。雖各体二而似二生。謂見相分即能所取。如是二分情有理無。此相為遍計所執。二所依体実託緣生。此性非無名依他起。虛妄分別緣所生故。云何知然。諸聖教說虛妄分別是依他起。二取名為遍計所執。」

⑤ 卷九(新導十七頁) 後得智に二分なしとなす説。

「有義俱無。離二取故。」

⑥ 卷十(新導三三頁) 見相分同異義を明す中、安慧の一分説を示すもの。

「或相分等皆識為性。由熏習力似多分二生。」

(1) 『成唯識論』卷二に

「如入楞伽如他中説。由自心執著心似外境轉。彼所見非有。是故説唯心。」(新導二の三一頁)

と取意しているをみる。

(2) 特にこの安慧の一分説については、近年長尾雅人博士、勝又俊教博士等が

梵本『唯識三十頌安慧釈』等により、『成唯識論』並びに『同述記』等に於ける安慧立分説に対して、種々疑問点を指摘されている。

先ず長尾博士は先掲の『中観と唯識』の中で

① 玄奘訳『成唯識論』と梵本『安慧釈』を見るとその文甚だ相似たりといえ、一見これらの兩本間には直接關係なきものの如く考えられる。(三一九〇頁)

② 玄奘は、他の訳例に於いては概ね嚴密に逐語訳するのであるから、今の文の如きは甚だ特異なるものとなる。またその訳語に於いても、直ちに梵

本に合致せざるものがあって、極めて意訳なることが知られる。(三九二頁)

③ 「変謂識体似二分、相見俱依自証起故。」云々なる『成唯識論』の一句は、護法安慧を合せるものと云われる(『性相』第一輯、佐伯良謙「和訳安慧唯識三十頌釈論に就て」参照)。然しながら安慧の識轉變はかかるものを必然的に含みはするが、決してこれに尽きるものではないであろう。

護法に於いてはかくして、その四分説が一論を通ずる最大特色の一となっているが、安慧のいわゆる一分説なるものが、必ずしもその四分中の一を守守するものでないことを先ず、了解せねばならぬ。(三六九頁)

と述べておられる。

次に、勝又博士も先掲『仏敎における心識説の研究』の中で

① 安慧説なるものは護法の論著を玄奘が訳出講述して、これ安慧の義なりと批評したに過ぎない。(三〇頁)

② 基の指示する一分説の文章の根拠は直接梵文安慧釈の中に求めえない。(三二頁)

③ 少なくとも一分説に関する部分は護法の論釈を忠実に訳し、その中の有義異説を安慧等の説であると玄奘が指示したものと考えられる(三三頁)。

④ したがって基のいう十釈合様の説は、もつとも重要な安慧釈がすでに合様されていないことよって、当然崩壊さるべきものであると考える(四八頁)

等と述べておられる。ただ『成唯識論』の造論に対する基の『同述記』に対する疑問が狭まれている点については他日を期したい。

(2) 他に親勝・徳慧・浄月等もまた二分説を唱えている。

今、注(9)と同様『成唯識論』より提出すれば左記の如くである。

① 卷一(三頁) 識變説心分説について二分説を立てる。

「或復内識転似外境」

② 卷七(新導二二頁) 転變の定義を述べ、二分説を立てる。

「或転変者。謂諸内識転似我法外境相現。此能転変即名分別。虚妄分別為自証故。謂即三界心及心所。此所執境名所分別。即所妄執実我法性。」

③ 卷十(新導三三頁) 見相同異義を明す中、難陀、護法、安慧の三説がある。難陀は次の如く説く。

「然相分等依識變現。非如識性依他中実。不爾。唯識理成不成。許識内境俱実有二故。」

(13) 陳那の三分説は『成唯識論』卷二(新導二九頁)に出すが、この他、彼には『観所縁論』(玄奘訳)がある。(『成唯識論』卷四、十六頁引用)。なお三分説を提唱した人に護月、火弁等もいる。

(14) 『仏説能断金剛般若波羅密多經』義浄訳(大正8・75・b)の頌偈に対し、無著菩薩造頌、世親菩薩訳『能断金剛般若波羅密多經論釈』卷下(大正25・881・b)で「見相及与識 居処身受用 過去并現存 未至詳觀察」と、前の九喻を今の九種観を頭わすとしている。

(15) この三量に関して、古来より「如以三尺丈量於物時。物為三所量。尺為三能量。解教之智名為三量果。心等量境亦爾」と譬えられている。(新導二、二九裏書参照)

(16) 『成唯識論』と『仏地経論』との類似している箇所を挙げると左記の如くである。

『成唯識論』 『仏地経論』

① 卷二(大正31・10・b)と卷三(大正26・303・b)

唯識四分義について

② 卷九(大正31・49・c)50・b)と卷三(大正26・303・b) c)

③ 卷十(大正31・56・a)と卷三(大正26・302・a)

④ 卷十(大正31・56・c)と卷三(大正26・302・c)303・a)

⑤ 卷十(大正31・56・b)と卷三(大正26・304・a)等である。

(17) この場合。(1) 陳親護と主張されるのは保坂玉泉博士である。即ち「陳護二師の間一百年の中に親光が介在し、且つ己に親光が四分説を創めたことは親光「仏地経論」に明白であって、従来法相家では立分説の陳護親の系列を主張するのは誤りであり、陳親護の系列が正しい。」(唯識根本教理一五四頁)といわれている。(2) 陳護親と主張されるのは宇井伯寿博士、勝又俊教博士等である。即ち宇井博士は「集量論に帰りながらも、護法説に依って居る。

仏地経論は集量論を引くといひながら、凡て護法説を奉じたのであり、或は直接に成唯識論から凡てを引いたのである。之によって、親光は護法系統の人、而も玄奘婦朝以前の人であるから、護法の弟子であろうかと考えられるのである。」(陳那著作の研究三四一頁)といわれ、又、勝又博士も「親光の三分説は集量論によるものであるが、四分の思想はまったく護法の学説によるものと考えられる。あるいは親光はさらに無性積をも知っていたと見てよいであろう。いずれにしても陳那の三分説は無性護法親光の著作に大きな影響を与えていると見るべきである」(仏教に於ける心識説の研究一六三頁)といわれるのである。

なお、特に「仏地経論」には、親光菩薩等造「仏地経論」卷七(玄奘訳)と、戒賢造「仏地経論」(藏訳)の二本が現存する。この二本について西尾京雄氏は「仏地経論之研究」の中で、二本の外貌と内容とより綿密に比較考証され、それぞれの特異性を指摘されている。そして、総括として五項目述べられた後、「この唯識教学としてのあるべき意味闡明に努めたものが、戒賢系統の唯識説というこ

とになるであろう。安慧の敎学も亦その四智所縁の説よりいえば、戒賢の系統に親しいものであると考えられる。之に對して、未だ其その系統を明かにすることは出来ないが、その実用ある依他法の生起して来ることを説いた他の系統があった。親光等の新説は其等の兩旧説を総合統一して、大成したものであるが唯識敎義としては、本来の説より外れて来たように思われる。然し、そこに法相宗が宗敎として今日まで榮えて来た深密なる意趣があるとも考えられるのである。(一四八頁)と述べておられる。

以上の点より、護法・戒賢・親光等の瑜伽行派と、清弁・智光等の中觀派との關係、あるいは有相唯識と無相唯識との變遷交流、そして、特に護法唯識を宣唱しようとした玄奘その人が、十大論師以外の特に親光・戒賢等の論旨を如何に受用吸収して翻譯していったのであろうか等の問題究明の必要性を感じたが、斯かる点については他日を期したいと思う。

(18) 詳細については宇井伯寿著「陳那著作の研究」三四一頁を参照されたし。
(19) 勝又俊敎著「仏敎に於ける心識説の研究」一六二頁参照。

(20) 『成唯識論』卷二(新導二の三一頁)。なおこの文は『仏地經論』卷三(大正26・303・b)と同一文なり。

参考文献

- 深浦正文『唯識学研究』(上・下二卷) 永田文昌堂
保坂玉泉『唯識根本敎理』鴻盟社
上田義文『仏敎思想史研究』永田文昌堂
上田義文『唯識思想入門』あそか書林
勝又俊敎『仏敎における心識説の研究』山喜房仏書林刊。
長尾稚人『中觀と唯識』岩波書店

横山紘一『唯識思想入門』レグルス文庫
西尾京雄『仏地經論之研究』破塵閣書房

宇井伯寿『安慧・護法唯識三十頌釈論』岩波書店

宇井伯寿『陳〇著作の研究』岩波書店

富貴原章信『唯識心分説の發達過程』(大谷學報、第十五卷第一号・第三号)

富貴原章信『唯識説に於ける識所依』(大谷學報、第十七卷第二号)

富貴原章信『唯識四分説に於る若干の問題に就て』(大谷學報、第十六卷第三号)

富貴原章信『四分と量智に就て』(大谷學報、第十六卷第二号)